



利用者負担額(保育料)月額表

奈良市役所 保育所・幼稚園課

保護者の市(区町村) 民税所得割課税額の 合算額(※1)		階層	保育標準時間	保育短時間
生活保護受給世帯		A	0円	0円
住民税非課税世帯		B	0円	0円
48,600円未満	ひとり親世帯等(※2)	C1	4,000円	3,950円
		C2	8,000円	7,900円
57,700円未満	ひとり親世帯等	D0-1	6,250円	6,150円
		D0-2	12,500円	12,300円
67,000円未満	ひとり親世帯等	D1-1	6,250円	6,150円
		D1-2	12,500円	12,300円
77,101円未満	ひとり親世帯等	D2-1	9,000円	8,850円
		D2-2	20,000円	19,700円
97,000円未満		D3	22,000円	21,600円
133,000円未満		D4	30,500円	30,000円
169,000円未満		D5	39,800円	39,100円
211,201円未満		D6	46,800円	46,000円
301,000円未満		D7	52,300円	51,400円
397,000円未満		D8	58,300円	57,300円
397,000円以上		D9	64,800円	63,700円

(※1) 寄附金税額控除・住宅借入金等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割控除等は適用いたしません。
市(区町村) 民税所得割課税額にこれらの控除額を加算した額により決定いたします。

(※2) ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯です。

- 父母の所得等によっては、家計の主宰者として同居祖父母等の市(区町村) 民税所得割課税額を合計して決定する場合があります。
- 市(区町村) 民税所得割課税額を確認できない場合は利用者負担額を仮決定します。確認後に改めて決定します。
- 政令指定都市における平成 30 年度以降の市民税所得割課税額につきましては、税源移譲前の旧税額により決定します。
- 離婚、再婚、祖父母等との同居など家庭状況が変わる場合や、市(区町村) 民税の修正申告を行った場合は、利用者負担額が変更となることがありますので、必ず保育所・幼稚園課へご連絡ください。
- 利用者負担額の更正は、年度を越えて遡及しません。